

平成 31 年(2019 年)度事業計画

1 公益目的事業の基本

当公益財団法人は、社会福祉事業に対する助成、寄付事業及び社会福祉に関する協力運動、行事等の協賛並びに社会福祉の広報啓発活動等その公益目的事業を積極的に推進することを基本とする。

(1) 各種福祉団体等への助成事業

1の公益目的事業を実施するに当たっては、京都府内に所在する各種の福祉施設や団体等への助成事業を積極的に展開してこれら団体等が行う事業の支援として助成金による助成事業を行う。

(2) 自治体への寄付事業

京都府など京都府内の各自治体が推進している福祉事業を側面から支援する目的の寄付事業にあっても公益目的事業としてこれを推進する。

(3) 障害者スポーツへの支援事業

東京パラリンピックの開催を踏まえ全国車いす駅伝競走大会や障害者スポーツフォーラムなどの障害者スポーツに対する支援事業を行う。

2 助成団体等の拡大

助成・寄付事業の推進に当たっては、ホームページをはじめあらゆるメディアを媒体として積極的かつタイムリーな広報活動を行い、社会福祉事業に貢献する当財団の公益性を内外に広めるなど助成・寄付事業を積極的に推進する。

また、平成 30 年度の決算状況（経常費用）を鑑みて助成・寄付団体等を拡大するなど公益目的事業を推進する。

3 具体的事業計画表

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日

項	目	内 容
I 社会福祉事業	1 社会福祉事業に対する助成事業	(1) 社会福祉、ボランティア活動等福祉事業に対する助成 (2) 地域福祉、在宅援助等民生活動に対する助成 (3) 身体障害者、知的障害者等の支援事業に対する助成 (4) 少年の健全育成事業に対する助成 (5) 社会福祉施設が行う各種事業に対する助成 (6) 高齢者など社会的援助を必要とする事業に対する助成
	2 社会福祉事業支援のための寄付事業	京都府及び府内各自治体が行う福祉行政を支援する目的としての寄付
	3 障害者スポーツに対する支援事業	全国車いす駅伝競走大会及び障害者スポーツ大会への助成及び関係者等との交流を実施
II 社会福祉の広報啓発活動		ホームページをはじめ、テレビ・新聞等を媒体として助成事業、協賛事業等社会福祉事業の広報啓発活動を推進する。

